

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	4
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	植物品種保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
要望内容（概要）	「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき、輸出戦略上重要な種苗の海外流出の防止及び新品種の開発を促進する観点から、種苗の流通監視や適切な利用・管理を進めるための方策や、植物品種保護制度の充実に向けた検討を行うこととしており、その内容を踏まえて制度上の所要の措置を講じる。
関係条文	〔 — 〕
減収見込額	[初年度] 精査中 （ 精査中 ） [平年度] 精査中 （ 精査中 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>優良な種苗の海外流出や種苗産業の開発力の低下が懸念されており、我が国農業の競争力強化や輸出促進のためには、植物新品種に係る育成者権の保護の強化を図り、海外への優良種苗の流出を防止する必要がある。</p> <p>このため、「未来投資戦略 2018」や「知的財産推進計画 2018」において、輸出戦略上重要な種苗の海外流出を防止するための種苗流通の監視や種苗法における侵害の立証の適正化、必要な手当、品種保護の在り方等、品種登録制度の充実に向けた検討を行うことと明記されている。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>農林水産物・食品の輸出促進を図る上で、海外マーケットの確保が重要な課題となっている。日本の農産品の強みは、その高い品質にあるが、日本の重要な品種が育成者権者の許諾なく海外に流出し、無断栽培が広がっていることが問題となっている。</p> <p>例えば、ブドウ品種「シャインマスカット」が中国に持ち出され、産地化が進んでしまっていることから、日本産のシャインマスカットの海外における価格低下やブランド力低下が懸念され、これによる逸出利益の額は数千億円にもなると考えられている。</p> <p>また、需要を踏まえた新品種の開発やその多様化に伴って必要となってきたものの、これまで品種登録の際に審査されてこなかった病害虫耐性などの特性についても審査すること等、植物品種保護制度の見直しに向けた検討を行う必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 3. 農林水産業全体にわたる改革 <ul style="list-style-type: none"> (3) 新たに講ずべき具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> I) 農業改革の加速 <ul style="list-style-type: none"> ①バリューチェーン全体での付加価値の向上 ウ) 知的財産の戦略的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出戦略上重要な種苗の海外流出や防止及び新品種の開発を促進する観点から、<u>種苗の流通監視や適切な利用・管理を進めるための方策や、品種登録制度の充実に向けた検討を行う。</u> ・「知的財産推進計画2018」(H30.6.12閣議決定) 2. 「知的財産推進計画2018」の重点事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) ③地方・中小企業・農業分野の知的戦略強化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・種苗法における <u>侵害の立証の適正化、権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセスの在り方などについての検討</u> をさらに進めるとともに、職務育成品種の帰属、<u>異議申立などの在り方についても検討</u> を行う(短期、中期)(農林水産省) ・我が国で開発された <u>植物品種の海外への流出に対応するため、海外への品種登録出願の支援や、重要な品種についての国内での品種保護の在り方について、必要に応じ制度的な手当も含め検討</u> する。(短期、中期)(農林水産省) ・「農林水産業の輸出力強化戦略」 Ⅲ 農林水産業の輸出力強化に向けた具体的な戦略 <ul style="list-style-type: none"> 第1 民間の意欲的な取組を支援する <ul style="list-style-type: none"> 4. <u>(4)本物を守る</u> ・食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3の1の(4) ③ 知的財産の戦略的な創造・活用・保護 (前略)このような知的財産に関する施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、新たな農林水産省知的財産戦略を平成27年5月までに策定する。 ・農林水産省知的財産戦略2020(平成27年5月28日) 6 種苗産業の競争力強化 植物新品種については、<u>品種登録審査の国際調和と着実な推進を行い、権利の保護を強化して、権利者の正当な利益を守ることにより、新品種の開発の促進と国内農業・種苗産業の発展に資する</u>ものである。 <p> 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 </p> <p> 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 </p> <p> 《小目標》 ④ グローバルマーケットの戦略的な開拓 </p>				
	政策の達成目標	—				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100px;">税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>—</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—				
	同上の期間中の達成目標	—				
政策目標の達成状況	—					

有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—